

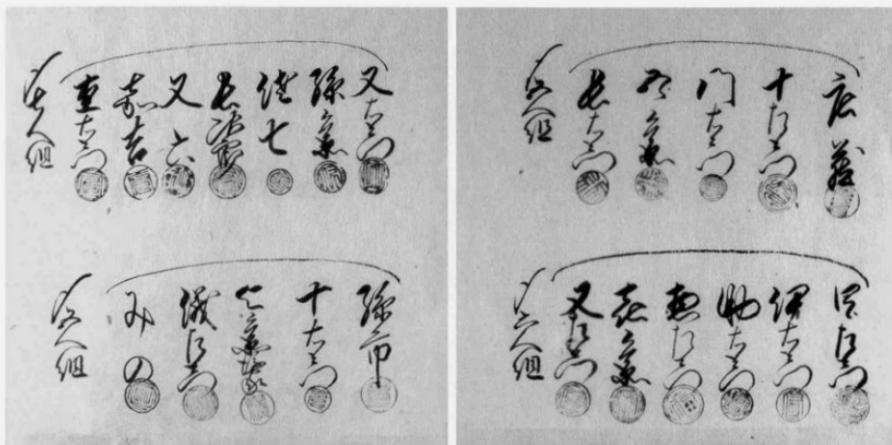
五人組

この史料は安永10年（1781）甘楽郡<sup>さるら</sup>波川村（現鬼石町三波川）の「五人組帳」です。五人組は、治安維持や年貢納入時の連帯責任などを目的に全国的に導入されました。上野国内では元和・寛永期から実施されており、五人組の構成と記したのが五人組帳です。五人組帳は、前書と構成員全員が署名捺印する本帳からなっています。前書には、年貢の上納や治安に関する事項などが書かれていますが、時代が下るに従い、書かれる事項が多くなる傾向がありました。五人組の長を五人組頭<sup>ごじゆ</sup>、五人組筆頭<sup>ごじゆ</sup>といいました。

なお、五人組は必ずしも5人ではなく、3人から7人くらいが中心でした。この史料からも六人組、七人組もあったことが分かります。しかし村の問題のはとんどは村全体のこととして捉えられ、寄合などの合議で解決されることが多く、五人組の制度は主に年貢を納める際の連帯責任を負う役割が強かつたと考えられます。構成員も近隣の家が基本でしたが、中にはくじ引きで組み合せをした村の例もありました。

五人組帳に記されている名前は、その家の戸主のものです。印章も江戸時代に五人組帳や宗門人別帳の作成にともない、家々を区別するために用いられるようになりました。印章は、様々な模様や馬・扇などの模様をついた模印(16～17世紀)、模様と一字の組合せや縦起の良い「宝・榮などの一字印(17世紀～18世紀)」、実名を綴りに附した実名印(18世紀～)へと変化してきました。

〔参考資料〕『群馬県史』通史編4 470~475頁



又右衛門	庄成@
萬喜清@	門左衛門@
佐右衛門@	門右衛門@
昌次郎@	長右衛門@
又六@	五人組@
李右衛門@	
メ久人組	
又右衛門@	西田左衛門@
萬喜清@	助左衛門@
佐右衛門@	義右衛門@
昌次郎@	又右衛門@
五人組@	メ久人組